

八王子市子ども・若者育成支援センター地域連絡会設置要綱

(設置)

第1条 八王子市子ども・若者育成支援センター（以下「センター」という。）が地域との連携を深め、地域に事業展開をしていくために「八王子市子ども・若者育成支援センター地域連絡会(以下「連絡会」という。)」をセンターごとに設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、前条の設置目的に資するため、次の事項を行う。

- (1) センターの事業に関する説明及び理解促進
- (2) 子ども・若者の育成支援に関する参加者相互の情報交換

(組織)

第3条 連絡会の参加者数は、10名程度とする。

2 連絡会への参加は、子ども・若者の育成支援に関わる者であって、次に掲げる者のうちから適当と認められる者に依頼する。

- (1) 小学校教職員
- (2) 中学校教職員
- (3) 地域組織構成員
- (4) 地域住民
- (5) センターボランティア
- (6) その他センターの事業に関係を有する者

(会議)

第4条 連絡会は、年度内に1回以上開催し、子ども・若者育成支援センター館長（以下「館長」という。）が進行する。

2 館長以外のセンター職員は、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、進行を代理する。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、各センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）11月1日から施行する。